

## 主 文

本件上告を棄却する

## 理 由

弁護人奥野彦六上告趣意書第一点は本件ニ付テハ被告人ニ刑法第六十六条ヲ適用セザル法令違反アルモノトシテ之ヲ上告理由トスル論旨左ノ如シ

一 本件ニ於テ特ニ重視スヘキハ被告人Aノ年令ノ点テアル被告人ハ犯行當時ノ昭和二十一年ニ於テハ二十歳テアリ今年テモ僅ニ二十一歳ノ青年テアル此青年ニ対シ懲役五年ノ実刑ヲ科スルコトハ果シテ妥当テアロウカ、原判決ハ謂フノテアロウ被告人年少ノ青年テアルコトモ充分ニ考慮ニ容レテ居ルテハナイカ、タカラ彼ハ強盜罪ヲ犯シタニモ不拘其所定刑期中ノ最短期ヲ科シタモノテアルトシカシ刑式的ニ法律ヲ適用シテ事案ヲ片付ケテシマウコトハ簡単テアルカソレテハ被告人ハ心カラ納得承服シナイ問題ノ真相ニ徹シテ事件ノ核心ニ触レ之ヲ把握シテ具体的妥当ナ判決ヲ下スコト力裁判ノ要諦デアルト思ウ本件ニ対シ被告人飽ク迄上告ヲシテ居ルノハ本人又ハ肉親者ノ間ニナニカオソレ入ル氣持ノ出ナイ或ル物力從前ノ裁判ニアツタノテハナカロウカ

二 人ハ少年、青年ノ時ノ教育、環境ノ如何ニ依ツテ生涯ノ運命動向力決定サレル而シテ現在ノ拘置所力決シテ教育刑ノ目的ヲ等閑ニ附シテイルトハ考ヘラレナイカ、青雲春秋ニ富ム子弟ニトツテ拘置所ハ教育ノ閑門テハナイ一般社会ニ於テ之ヲ善導鞭撻スルニ若クハナイ況シヤ五年ノ長イ間拘置所ニ入ルコトニナレハ本件被告人ノ場合ニ於テハ人生ノ最モ大切ナ修養ノ時期ヲ此處ニ送ルコトニナツテ出所スルトキハ彼ハ立派ナ一人前ノ悪人前科者ニナツテシマイ科刑ノ目的ハ徒ニ被告人ヲシテ前科者ニナツテシマイ科刑ノ目的ハ徒ニ被告人ヲシテ前科者ニ欠クルコトナキ修業ヲナサシムル結果ニ終ハラナイトハ誰力断言出来ルテアロウカ、

三 刑法第六十六条ノ適用力アル場合ハ犯罪ノ客觀的状態力憫諒スヘキ事情ノミヲ

謂フノテハアルマイ犯人ノ主觀条件モ充分考慮ニ容レル余地カアルテアロウト思フ而シテ犯人力特ニ若輩テアルトカ老齡テアルトイコトハ同条ヲ適用スルカ否カニ付イテ至大ナ關係カアルモノト思考スル少年法ノ判定ハ国家力特ニ少年ノ犯罪ニ対シ重大ナ関心ヲ有ツテ居ルコトヲ示シ同法ノ存在ハ誤レル少年ヲ保護シテ真人間タラシムルコトニ国家力多大ノ努力ヲ払ツテ居ルコトヲ表明スル而シテ同法ハ或ル場合ニ於テ満二十三年ノ青年迄モ之ヲ対称トスルコトカ出来ル旨ヲ規定シテ居ル果シテ然ラハ刑法第六十六条ノ規定ハ裁判官力個々ノ事案ニ対シテ憫察セル主觀的ナ慈悲ヤ恩恵ノ結果ヲ意味スルモノテハナク一定ノ条件ノ下ニ於テハ裁判所ハ進ンテ酌量減輕スル責務ノアルコトヲ示スモノト考ヘル

四 然ルニ本件控訴審ヲ見ルト尠クトモ被告人Aニ対シテ刑法第六十六条ヲ適用スルノ余地アリヤ否ヤニ付テ考慮ヲ払ツタ形跡カナイナントナレハ被告人等ノ素行家庭ノ状況等ヲ立証セントスル弁護人ノ申請シタ証人ハ悉ク却下サレテ居ルカラテアル若シ裁判所力一点被告人等ノ年齢ニ留意スルナラハ自ラ進ンテ両親、兄弟ノ人格家庭ノ状況、幼時ノ性癖、交友教育、趣好等ニ關シテ具ニ取調ヘ彼ニ反社会性有リヤ否ヤ矯正ノ余地有リヤ否ヤ等々ニ充分ノ心証ヲ得タル上其余地アリヤト判断シタナラハ刑法第六十六条ヲ適用スルノニ吝カテハナカツタテアロウ然ルニコト茲ニ出テス慢然第一審ノ判決ヲ踏襲シタコトハ全ク控訴審力存在スル趣旨ヲ没却スルモノト謂ハネハナラヌ。

五 シカシ一件記録ヲ見ルト被告人力犯行前ハ特ニ表彰スヘキ模範青年テナカツタニモセヨ普通一般ノ青年ト同ク将来ハ善良ナ日本人トシテ新憲法下ニ於ケル国民ノ権利義務ヲ充分ニ果シ得ル資格ヲ有ツテ居ツタコトハ居住町長ノ証明書第一審ニ於ケル被告人ノ母ノ証言各取調ニ対スル被告人ノ供述シタル自己ノ履歴家庭ノ状況等ニ依ツテ之ヲ看取スルコトカ出来ル況シヤ被告人ニハ前科モナク今迄一回テモ警察等ノ取調ヲ受ケタコトモナイテハナイカ本件犯罪ハ敗戦直後ノ社会ノ混迷秩序ノ紊

乱ニ乗シテ全国各所ニ發生シタ社会ノ病的現象ノ一種テアツテ一件記録ニ依ルト思考性格未タ定マラヌ被告人等ノ全ク一時ノ出来心ニ起因スルコトカ明白テアル

六 殊ニ形式的ニ律スレハ本件ハ強盜罪ヲ成立セシムル法律要件ヲ具備スルヨウテアルカ、記録全般ヲ読ンテ仔細且ツ公平ニ觀察スルトムシロ恐喝罪ト見ル方ガ無理カナイヨウニ思フ弁護人ハ敢テ本件ニ限ラス新憲法ノ法下最高裁判所力形式的觀念的ニ法律ヲ取扱フコトヲ一切払式排除セラレテ如実ニ事案ヲ洞察セラレタル上具体的妥当ナ判決ヲ下サレ救国濟世一人ノ無辜ナカラシメントニ勇往邁進アランコトヲ切望スル次第テス

一 刑法第六十六条ハ之ヲ適用スルト否トハ裁判所ノ自由裁量ニ任シテアルヨウニトレルシカシ犯罪ノ客觀的条件又ハ犯情ノ主觀的狀態力憫諒スヘキ場合ニ於テハ裁判所ハ同条ニ基キ当然酌量減輕シナケレハナラヌモノト思フシタカツテ酌量減輕ノ余地アリヤ否ヤノ判断ノ当否ハ亦上告ノ理由ニナルト考ヘル

二 殊ニ刑訴応急措置法ニ依ルト刑事訴訟法第四百十二条ノ規定力適用出来ナイコトニナツタカ、新憲法ハ第三章ニ国民ノ権利義務トシテ基本的人権ノ享有ト之ニ伴フ個人ノ尊重ヲ保障シテ其第八十二条ニ於テハ之力問題トナツテ居ル事件ノ対審ハ特ニ公開スルコトニシテ居ルカラ新憲法ノ下ニ於ケル裁判力個人ノ尊重ト基本的人権ノ享有ニ対シテハ一層ノ留意ヲ要スルコトハ論ヲ俟タス然ルニ刑ノ量定ノ当不当

殊ニ刑ノ量定力著シク不当ナコトハ個人ノ尊重ヲ侵害シ基本的人権ヲ蹂躪スルモノト謂ハネハナラヌシタカツテ旧憲法下ニ於テモ刑ノ量定力著シク不当ナ場合ニハ上告力出来タモノ力新憲法ノ下ニ於テカイツテ救濟出来ナイトハ考ヘラレナイテアルカラ刑法第六十六条ハ之ヲ適用スヘキ事情アルニ不拘裁判官ノ主觀的肆意又ハ懈怠ニ依ツテ適用セサルトキハ新憲法ノ趣旨ニ反スルモノトシテ上告ノ理由アルモノト考ヘル而シテ本件ニ於テハ一件記録ニ徵シ被告人ニ対シ酌量減輕スヘキ余地力アルニ不拘刑法第六十六条ヲ適用セサルコトヲ以テ上告ノ理由アルモノト思フという

にある。

刑法第六十六条は犯罪の情状憫諒すべきものは酌量して其の刑を減輕することを得と規定してあるから酌量減輕は裁判所が各場合について犯罪の情状を審究しその職權裁量によつて許否すべきものであることは言を俟たないところである。さて本件において原審は被告人の年令その他諸般の情状を斟酌して酌量減輕を許さなかつたことは明かであつて酌量減輕をすべき情状があるに拘わらず原審裁判官がその主觀的肆意又は懈怠によつて酌量減輕の規定を適用しなかつたと認めることはできない。然らば原審には何等違法の廉なく所論は結局原審の量刑不当を論難するに帰着し論旨は理由がない。

同第二点は論旨第二点刑事訴訟法応急措置法力刑事訴訟法第四百十二条ニ依ル上告ヲ排除シタ点ハ憲法ノ違反ニナルモノト思フ、刑ノ量定ノ当、不当ハ新憲法ニ依リ国民ニ保障サレタ基本的人権ニ関スル問題テアル蓋シ刑ノ量定力著シク不当ナ場合ニ於テハ個人ノ生命自由幸福ノ追求ニ対スル権利力著シク毀損サレルカラテアル。然ルニ旧憲法ノ下ニ於テモ刑ノ量定力著シク不当ナ場合ニ之ヲ以テ上告ノ理由トスルコトカ出来タニモ不拘新憲法ノ下ニ於テハ一切ノ法律、命令、規則又ハ処分力新憲法ニ適合スルコトヲ要シ（憲法第八十一条）而シテ国民ノ基本的人権ハ最モ尊重スヘク憲法ハ要求シテイル場合ニ於テ刑事訴訟法応急措置法力刑事訴訟法第四百十二条ノ適用ヲ排除シ刑ノ量定ノ著シイ不当ナ場合ニ之ヲ以テ最高裁判所ニ上告スルコトカ出来ナイトナシタ点ハ憲法第九十七条力「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は過去幾多の試鍊に堪へ現在及び将来の国民に対し侵すことの出来ない永久の権利として信託されたものである」トスル宣言ニ反スルモノテハナイカ殊ニ本件ノ場合ニ於テハ此刑事訴訟法応急措置法第四百十二条ノ規定ノ適用ヲ排除サレタコトハ被告人ノ基本的人権力著シク毀損サレタコトニナルカラ刑事訴訟法応急措置法第十三条ノ

制定ハ結局憲法ノ殊ニ其第三章ニ規定スル国民ノ基本的人権ヲ侵害スルモノト信シテ茲ニ上告スルといふにある。

三審制を採用する裁判制度において上告審をもつて純然たる法律審即ち法令違反を理由とするときに限り上告をなすことを得るものとするか又は法令違反の外に量刑不当若しくは事実誤認を理由とする上告を認め事実審理の権限をも上告審に与えるかは一に諸般の事情を勘案して決定せらるる立法政策の問題である。言いかえればこれをいづれに定めるかは立法上の当否の問題ではあるが憲法上の適否の問題ではあり得ない。憲法には特にこれを制限する何等の規定もないであるからこれを孰れに決定するも国民の基本的人権を侵害するものであると言うことはできない。果して然ならば旧憲法時代において刑事訴訟法第四百十二条の規定により量刑不当をもつて上告の理由となすことを許しておつたに拘わらず日本国憲法の施行に伴ふ刑事訴訟法の応急的措置に関する法律第十三条第二項の規定により前示刑事訴訟法の規定の適用を排除し刑の量定甚しく不当なりと思料すべき顕著なる事由があるときでも上告の理由となすことができないと定めても毫も国民の基本的人権を侵害することにはならない。従つて国民の基本的人権を侵害することを理由として右規定を憲法違反なりとする論旨は理由がない。

よつて本件上告は理由がないから刑事訴訟法第四百四十六条により主文の如く判決する。

この判決は裁判官全員の一致した意見である。

検察官橋本乾三関与

昭和二十三年二月六日

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官 塚 崎 直 義

裁判官 長 谷 川 太 一 郎

裁判官	霜	山	精	一
裁判官	井	上		登
裁判官	栗	山		茂
裁判官	真	野		毅
裁判官	庄	野	理	一
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	島			保
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	岩	松	三	郎
裁判官	河	村	又	介